

公 示 送 達 書

次の納付義務者に対し、茅ヶ崎市国民健康保険条例第42条に係る書類を送付しましたが、返戻されたため、実地調査、書類調査等、相当の調査をするも、住所、居所等が不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は福祉部保険年金課に保管し、申し出があった場合は交付します。

令和8年9月11日

神奈川県茅ヶ崎市長
佐藤 光



NO.	氏 名(名 称)	備考
1	鈴木 琉恩	
2	松原 光浩	
3	塩月 すみれ	
4	藤田 聡	
5	相田 萌花	
6	NAKATANI MUNHOZ CAROLINE MIDORI	
	以下余白	

(注意)
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

掲 示 期 間

令和8年9月11日から
令和8年9月5日まで